

第五條

大會又は中央委員會に必要と認むる場合加盟組合又は組合員に対し勸告警告を發し次の場合には加盟組合を除名する事を得、

- 一、本會の綱領規約並大會及中央委員會の重要決議に違反したる場合、
 - 二、労働階級の利益を裏切り組合運動の精神に反し階級道徳を傷ける行為ありたる場合、
- 地方評議會及全労連の産業別聯合會に前條に準じてその所屬組合又組合員に対して勸告警告を發し又中央委員會に所屬組合の除名を申告する事を得、

第六條

中央委員會の除名決議に對して當該組合に於て不服ある場合は次期大會に上訴する事を得、

第七條

前條の上訴は除名通告發後一月以内の當該組合の大會若しくは執行委員會の決議によつて理由書を附して中央委員會に申立てするべからざれば成立せず、

第八條

中央委員會に於て第十四條の上訴を受理したる場合に於ては當該組合は加盟組合としての權利義務は一切存続するものとす、

第九條

除名の決議は總て定員三分の二以上の出席者を得し出席者若者三分の二以上の同意を得て成立するものとす、

第十條

加盟組合が脱退し又は除名されたる場合は本會基金其他に對する一切の權利を失ふものとす、

第五章 會計

第十一條

本會の經費は加盟組合より徴収する總本部費を以て之を支辨す、

第十二條

本會の收入及支出に關する予算は大會に附議してその承認を経ることを要す、

第十三條

加盟組合は大會に於て決定したる總本部費を毎月定の日時迄中央委員會に納入するものとす、

第十四條

中央委員會に於て必要と認めたる場合は加盟組合より臨時費の徴収をなす事を得、

第十五條

本會の會計年度は三月一日より翌年二月二十九日までとす、但し大會の期日変更したる時は大會前二ヶ月を以て前年度の終りとす、

第十六條

本會の收入支出に關する各年度の決算報告は之を大會に報告して承認を経る事を要す、

第十七條

本會の財産管理に關しては中央委員會の連帶責任とす、

第六章 附則

第十八條

本會の規約として疑義を生じたる場合は中央委員會と統制委員會の合議を以て之を決定し、